

いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務 委託仕様書

1 業務の名称

いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画策定等支援業務

2 業務の目的

いわき市立総合磐城共立病院（以下「本院」という。）は、現在進行中の新病院建設と併せ、新たな院内保育所を平成 31 年度中に本院敷地内に整備する予定である。

一方で、子ども子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から本格的に施行されることとなり、認可の取得などを含め新制度への対応についても検討する必要性が生じている。

このため、新たな院内保育所を開設するに際しては、新制度も考慮しながら、充実した保育所運営を行うための事業計画を策定する必要がある。

また、院内保育所は現在も運営しているが、新病院建設に伴い暫定的な場所での運営となっており、職員の子育てや就労環境の改善のためにも更なる改善が望まれる。

さらに、現在の院内保育所から新たな院内保育所に移行するに当たり、円滑に進むように移行計画を策定しなければならない。

このような状況を踏まえ、次に掲げる内容の業務を、専門の知識や経験、経営手法等を有する事業者へ委託するものである。

3 業務の内容

業務の内容は、次の(1)から(3)までとする。

(1) 新たな院内保育所の運営計画案の作成に関する業務

(ア) 本院の状況や地域性、保育需給の見通し、新支援制度への対応などを踏まえ、新たな院内保育所の運営方針、運営形態（認可、直営、共同運営など）の選択のほか、開所時間、保育内容、対象年齢、定員、保育料などの運営内容、さらには、開園後 5 年間程度の収支計画（イニシャル&ランニングコストのリストアップ、PL 表（損益計算書）・CF 表（キャッシュフロー））など、運営に必要な事項を盛り込んだ、新たな院内保育所運営計画案の作成を行う。

(イ) 現在、本院の新病院の建設事業者が作成している新たな院内保育所の実施設計について、新たな保育計画に応じた新施設のレイアウトの修正や必要設備などの提案を行う。

(2) 現在の施設からの移行方法案の作成に関する業務

現在の院内保育所の状況を踏まえ、新たな院内保育所への移行の時期、運営方法案の作成を行う。

(3) 現在の院内保育所の改善案の作成に関する業務

現在の院内保育所の状況を把握し、保育内容の充実に向けた方策と実施に伴う効果や影響、収入や経費の見積もりなどを盛り込んだ改善案の作成を行う。

4 業務の期間

内 容	期 間
① 新たな院内保育所の運営計画案の作成に関する業務	契約締結の日から
② 現在の施設からの移行方法案の作成に関する業務	平成 28 年 3 月 23 日まで
③ 現在の院内保育所の改善案の作成に関する業務	契約締結の日から 平成 27 年 9 月 30 日まで

5 業務の成果品

(1) 提出物

いわき市立総合磐城共立病院における院内保育所運営計画案に関する報告書

(2) 提出物の規格及び部数

① 紙媒体 10 部

用紙の規格は、A 4 判、両面印刷で作成し、必要に応じ、資料や図面等は A 3 判でも可とする。

② 電子媒体 1 部

紙媒体と同じ内容を CD-R に記録し作成すること。

③ 提出期限等

平成 28 年 3 月 23 日(水)

なお、現在の院内保育所の改善案の作成に関する業務は、9 月 30 日までに紙媒体で行い、電子媒体は、他の業務に関する報告書と合わせて、3 月 23 日までに提出すること。

6 業務の実施条件

- (1) 受託者は、当該業務について、本院担当者と連絡を密にし、依頼があれば速やかに対応すること。また、本院からの当該事業の検討に関する会議への出席要請があればこれに応じ、必要により随時、各種提案や助言を行うこと。
- (2) 本業務を効果的かつ円滑に行うため、適切な業務責任者を配置するとともに、必要に応じ、資格や専門性を有する適切な業務担当者を配置しなければならない。
- (3) 契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）を遵守すること。契約書（仕様書及び企画提案書を含む。）に記載のない事項および本業務に関する疑義が生じた場合については、本院と受注者が協議の上、決定しなければならない。
- (4) 本業務の履行に際し、業務遂行上知り得た秘密事項（受託者が本院から受領または閲覧した資料等を含む。）は、本院の了承を得ずに第三者に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この事業終了後も同様とする。また、個人情報の取扱いについては、いわき市個人情報保護条例（平成 16 年 6 月 24 日いわき市条例第 19 号）を遵守しなければならない。
- (5) 当該業務は、今後の院内保育所運営にかかる受託を条件に行うものではなく、また、将来の院内保育受託を条件に応募してはならない。今後、院内保育所運営を委託する必要が生じた場合は、本院は法令に基づき改めて選定作業を行うものである。